

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	グローバルキッズ東淀路園	
運営法人名称	株式会社グローバルキッズ	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	代表取締役社長：石橋 宜忠/園長：園田 加奈子	
定員（利用人数）	60 名（51名）	
事業所所在地	〒 533-0023 大阪府大阪市東淀川区東淀路4-14-15	
電話番号	06 - 6325 - 1061	
FAX番号	06 - 6795 - 9700	
ホームページアドレス	www.gkids.co.jp	
電子メールアドレス	gk-higashiawaji@gkids.co.jp	
事業開始年月日	平成28年4月1日	
職員・従業員数※	正規 16 名	非正規 3 名
専門職員※	保育士：正規 13名、非正規 3名 栄養士：正規 3名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] ほふく室1、乳児室1、保育室4、調理室1、事務室・医務室1、幼児用トイレ1、乳児用トイレ・木浴室1、調乳室1、シャワー室1、更衣室1、大人用トイレ2	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【企業理念】 子ども達の未来のために

【保育理念】 豊かに生きる力を育てる

【東淡路園の保育目標】

- 1.愛あふれる子ども。自分のことも相手のことも大切にできる力を育む。
- 2.豊かな経験をする中で、自分の好きなことを見つける。

【東淡路園の保育方針】

- 1.個々の気持ちを大切に丁寧に関わる。
- 2.やりたい事ができる環境づくりに努める。
- 3.一人の人として丁寧に接し、思いを受けとめる。

【施設・事業所の特徴的な取組】

①ハンガリー型担当制保育とお家のような環境づくり

子どもたちにとって保育園は一日の大半を過ごす場所ですので、素の自分でいられるようリラックスできる環境が必要です。各クラスにのんびりと休めるスペースを確保し、子どもの好きな時にゆったりくつろげるようにしています。

また、乳児クラスは完全担当制を取り入れています。毎日同じ保育者が、言葉を添えながら丁寧に生活面の関わり（オムツ交換、手洗い、食事の介助）を行うことで、愛着関係をしっかり築くことができます。そうすると、子どもが「保育園で困ったことや不安なことが起きて、担当の先生がいるから大丈夫だ！」と感ぜられるようになり、大切に接してもらうことで自己肯定感も育ちます。素敵な大人に成長できるように、人格の基礎になる幼児期をたっぷりの愛情を注ぎながら保育にあたっています。

②子どもの学びを生み出す保育の実践

東淡路園の一日の流れは、どのクラスも自由時間を多くとっています。保育士が一方的に決めたりみんな同じことをするのはなく、子どもがその日にしたいことや、昨日の続きをしよう！と子ども自身が選択できます。子どもが自ら気づいたり、発見したり、夢中になって遊びこめるような環境を整えるのが保育者の仕事です。そのため、室内には子どもの手が届くところにワクワクして触ってみたいと思うものがいっぱい置かれています。少し難しいと思うものでも、子どもは好きなことなら、試行錯誤しながら遊びに向かい、何度も経験を重ねて新しいスキルを獲得していきます。保育士は、子どもたちの遊ぶ姿をゆったりと見守りながら、状況に応じて相談にのったり、ヒントを出すなどして援助を行います。また、友だち同士をつないで協力して遊べるように配慮もしています。特に勉強の時間は設けていませんが、友だちに手紙を書きたい、大きい子みたいに鉛筆に触りたいという気持ちがあふれて、遊びに向かううちに文字も上手になっています。

③輝いた大人であるための職員育成

保育士は、子どもたちにとってモデルであり、大きくなって心に残る存在であると考えます。東淡路園では立ち居振る舞いや一般マナーを身に付け、心地よい言葉で子どもたちと会話し、子どもたちの良きお手本となれるよう気を配っています。また、職員同士が互いを尊敬しあい、協力しあいながら仕事をするを大切にしています。なぜなら子どもたちは毎日職員の姿、言葉、仕草を見ながら保育園で生活しているからです。私たち身近にいる大人は、子どもたちに真似てもらえるような輝いた人間である必要があります。高い道徳性と倫理観を持ち、魅力あふれる人間として成長するため、職員間や全社会議で話し合いをもっています。また、保護者の皆様が送り迎えの時に少しでもホッとしたり、ゆったりする気持ちになれるような園を目指し、今後は地域にも貢献したいと考えています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年10月3日～平成30年12月3日
評価決定年月日	平成30年12月3日
評価調査者（役割）	1401C003（運営管理委員） 1401C001（専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

グローバルキッズ東淡路園は、株式会社グローバルキッズが運営する認可保育園で、阪急「淡路駅」東口より約200mの至便な場所にあります。駅からは、東淡路商店街を抜ければ雨の日でもほとんど濡れることなく、園まで行くことができます。園は大きな道路に面した角地にあるビルの1階から3階部分を利用しており、玄関はオートロックで施錠・開錠しています。壁面は可愛らしい装飾がなされ、木目を基調に明るい雰囲気です。1階に0歳児・1歳児の保育室、2階に2歳児・3歳児の保育室及び4・5歳児合同保育室があり、3階に調理室があります。0・1・2歳児の各部屋の床面はコルク地で覆われており、乳児に優しい弾力のあるものとなっています。また0歳児の部屋の東側奥には琉球畳が敷かれており、より一層乳児のハイハイする姿を優しく包みます。園庭はありませんが、天気の良い日にはできるだけ近隣の公園や図書館に散歩に出かけています。また、日課として朝にストレッチ体操を取り入れ、園児に柔軟性をもたせることと、踏み台昇降を実施し、心拍能力と体幹を鍛える取り組みを実施しています。保育室では園児が自主的な判断のもとに遊びを選択できるコーナー保育を採用し、工夫を凝らした遊びを展開しています。「個々の気持ちを大切に」、「やりたい事ができる環境づくり」、「一人の人として丁寧に接し思いを受けとめる」という保育方針に則った保育の実践に努めています。

(注) 判断基準「abc」について

(a) は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b) は多くの施設・事業所の状態、(c) はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

園児一人ひとりの意向を尊重した保育

乳児クラスは完全担当制を取り入れながら、一人ひとりの発達状況や生活リズムに沿った丁寧な保育を実施しています。また幼児クラスにおいても、一人ひとりが自己の判断で行動する能力を培っていくことを目標として掲げ、自己肯定感を育むことを大切に、安定した愛着関係や環境を整えています。いずれの保育室もコーナーごとに遊びのテーマがあり、園児が各々の思いで、遊びを展開することができる配慮がなされています。給食についても園児各々の意向を尊重し、全員で揃って食べるということをせず、各々が好きなタイミングで好きな席で食べるようにしています。その上で喫食時間への配慮はなされており、保育者が配膳の準備を始めると、園児たちは給食への行動を開始し、保育者のさりげない呼びかけの下、遊びの片づけをし、自然と給食を食べ始める習慣付けが図られています。

◆改善を求められる点

地域・園の状況に合わせた書類整備

各種書類・規程等は、東京の本部で作成したものを基に使用していますが、まだ開園3年ということもあり、所々マニュアル類が不完全であることが散見されました。園の状況に合わせたものに作り替えて整備を進めているところですが、今後、大阪にある姉妹園3園とも協働した書類整備が望まれます。また、個別配慮の必要なケースでは、一人ひとりの個別の指導計画を月毎に作成し、評価することが求められます。

就学を見通した取り組み

2018年度の5歳児が初めての卒園児となります。小学校への移行がスムーズに出来るよう、地域の小学校に関する情報(食事やトイレの状況を含む)の収集や、子ども同士・職員同士の交流など、これからの更なる連携が望まれます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回評価いただいた内容については、改善点について話し合いを行い、取り組みができるところから着手しております。また、良い評価をいただいた点につきましては、今後も継続していけるように職員全員で意識しながら取り組んでいきたいと思っております。今回、評価を受けたことで、園内の運営、保育内容等全体を見直すことが出来、具体的な改善点が明確になりました。また、自身も施設長として振り返って考えさせられる点が沢山あり、大変多くの事を学ばせていただきました。今後、保育の質の向上とより良い園運営に向けて取り組んでいきたいと思っております。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

	評価結果
I-1 理念・基本方針	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	企業理念・保育理念は重要事項説明書に記載しています。保護者への説明は、入園時面談で行うとともに、代表保護者が3名参加し、外部委員（近隣の他施設代表者）、園長、主任、グループリーダー、エリアマネージャーが参画して年2回開催される運営委員会にて説明を重ねています。職員との共有は職員会議等で図っています。

	評価結果
I-2 経営状況の把握	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	法人全体の取り組みとして、社会福祉事業における動向・分析を実施しています。法人傘下の各事業所における地域の特徴、変化等経営環境の把握は、各施設の責任者に委ねられており、園長自ら地域のブロック会議等に参加する等、その情報収集に努めていますが、分析はこれからの課題としています。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	法人全体の経営課題については、全国127人の施設長が一同に会し、その場で共有が図られています。またその経営課題を大阪エリアにおける合同会議「チャレンジ大阪の会」でも議論し、各施設へ持ち帰り、職員会議等で周知しています。

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	開園3年目ということもあり、中長期計画への取り組みはこれからの課題としています。また新たな取り組みとして、全職員で「今後の目指す保育」について意見を出し合う「チームブック」の話し合いを行い、その実践に取り組みを始めた所です。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	事業計画を事務所に掲示し、「チームブック」で提案された内容を付箋で明示するなど、具体的な取り組みを今年度より実施しています。数値目標の設定は、これからの課題としています。数値目標や具体的な成果を設定し、評価を行うことが望まれます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	職員の意見聴取を「チームブック」で付箋に明記することで視覚化を実施し、より解り易い取り組みがなされています。今後は定期的な見直しを継続することが望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	事業計画を保護者に配付し、説明をしています。また年2回、保護者、外部委員、園長等が出席する運営委員会を開催し、全保護者に議事録を配付して周知を図っています。事業計画全般の説明や、保護者からの意見を反映する、保護者参画型の事業計画作成手続はまだ不完全であり、今後の取り組みが望まれます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	日々の保育の質向上の為、園長・主任が各クラスを回り、クラスの雰囲気や子どもたちの様子、職員の子どもへの接し方、物的環境整備等を見て回るようにしています。週に一度会議で情報を共有し、改善に努めています。また、年に1度、本社から内部監査を実施しています。これらの評価体制が機能し始めた所であり、これから定着し継続的に実施していくところです。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	年に一度、自己評価シートを使用し、各自の保育の見直しを実施しています。また、各自の考えを「チームブック」として付箋に明記し、見える形にして共有する取り組み等、改善に向けた取り組みを始めた所です。今後、継続的に取り組むことが期待されます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	本社作成の社内報「LinkUp」で、毎月各施設、各職員の現状を共有する取り組みが図られています。園長不在の際の責任の所在は主任であることを取り決めていますが、明文化することが望まれます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	園長自ら事業者説明会へ参加し、遵守すべき法令への理解を図っています。職員に対しては社内コンプライアンスハンドブックを配付し、社内規則の遵守徹底を図っています。一方で、規律順守への取り組みにとどまっている状況でしたので、幅広い関連法令への理解推進が期待されます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	担当制保育を取り入れ、専門の講師に年2回指導してもらうなど、積極的に保育の質の向上に取り組んでいます。施設長自ら保育室を巡回し、現場の職員とともに協議し、必要に応じてその改善に努めています。適宜必要な研修会にも職員を派遣し、質の向上に園全体で取り組んでいます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長・グループリーダー・エリアマネジャーが協働して、経営の分析を実施しています。人材の定着化を図るため、全職員が意向調査シートを記入し、各人が記入する目標シートをもとに、年3回の面談を実施し、現状把握と評価ならびに課題の共有に努めています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	<p>全社共通の求人、採用を実施しています。各園における採用計画は、毎年人事異動意向調査を実施し、翌年度の人員配置を想定しています。しかし法人の都合もあり、現職員が他園の施設長に異動してしまう事態があったり、また産休・育休取得の職員が複数出現するといった状況にも、事前に見通しを立てて対応することが望まれます。</p>	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	<p>全社共通のコンプライアンスハンドブックやキャリアパスシートを活用し、職員の労務管理を総合的に実施しています。人事考課は、施設長ならびに本社と2段階で適正に実施しています。</p>	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	<p>労働環境向上の為、シフトの勤務希望や妊娠・子育て世代の職員への配慮等、積極的に取り組んでいます。職員同士が悩み事を共有できる仕組みを整え、互いに協力しあえる環境を整備しています。施設長は職員のストレスチェックにも配慮しつつ面談を実施しています。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	<p>人事考課時2回、目標設定シート作成時1回、計年3回の面談を実施しています。各目標設定は、各職員的能力に応じて話し合いの上設定する等、個別への配慮がなされています。但し、目標到達度の確認が年度末の業務に追われて十分なものでなく、今後の課題としています。</p>	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	<p>保育基本マニュアルやチームブックに「期待する職員像」を掲載しています。外部研修、社内研修へ参加し、参加者以外には資料をコピーし配付する等、職員間で情報共有しています。また園内研修として、吐しゃ物の処理等、実践研修を実施し、保育技術の向上に努めています。研修内容の見直しは、これからの課題としています。</p>	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>新人研修は全社的に入社前に実施しています。各人の経験年数や、現担当クラスに求められる技術を勘案し、該当者にその研修を受けさせる等、個別に判断しています。クラス別に担当者が集うクラス別会議を設け、互いに切磋琢磨しています。</p>	

		評価結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習依頼は積極的に受け入れています。また養成校の意向を柔軟に受け止め、実習生への事前指導を実施しています。実習生受け入れ時の注意事項は作成していますが、基本姿勢の明文化を含め、より具体的なマニュアル作成が望まれます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	事業計画、事業報告、予算、決算情報は、本社ホームページに全体としての情報を掲載しています。区の子育てサービスの一環として、定期的に月1回日時を指定し、地域の子育て家庭に呼びかけ、「園庭の無い保育園がどのように公園ですごしているか」をテーマに共に遊ぶといった地域に向けた取り組みをしています。第三者評価の結果、苦情解決の体制及び内容について、これからの情報公開が望まれます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	法人全体で会計管理を実施しています。外部監査として公認会計士によるチェック体制を整備しています。小口現金は施設長が管理し、グループリーダーとエリアマネージャーによる管理体制を敷いています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	地域交流を進めるために、近隣の商店街へ園児を連れて挨拶運動に出かけたり、美容室と連携をし職業体験をさせてもらうなど、積極的にその関わりを推進しています。今後は、職員が地域の行事や活動に参加し支援していく体制を構築することを目標としています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	ボランティアの受け入れを積極的に発信し、学生の保育ボランティア等受け入れています。職場体験受け入れ等学校教育への協力にも取り組みたいと考えていますが、未だ実績がありません。ボランティア受け入れ及び学校教育等への協力について、基本姿勢の明文化を含めたマニュアルの作成が求められます。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	区役所や子ども相談センターと連携し、また関連の会議には積極的に参加しています。関係機関の情報発信ならびに共有は進めていますが、リストの作成が望まれます。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	b
(コメント)	近隣の高齢者施設との交流を通して、高齢者と園児との触れ合いの場を設けています。ビル型の保育所ということもあり、園庭や空きスペースもなく園開放は物理的に困難な状況ですが、今後は施設長が外部に出向いて地域支援を行えるよう、関係機関とも連携しながら検討しているところです。災害時の地域における役割についての確認が望まれます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	区役所の情報を通じて地域の福祉ニーズの把握に努めています。また地域の美容室が園児の職場見学を受け入れてくれていることから、園長が必要に応じてカラーコンサルタントの情報及び材料の提供をするなどの連携をしています。今後は、民生委員や児童委員との連携等により、地域の福祉ニーズに基づいた具体的な活動計画を作成し実行することが望まれます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	保育基本マニュアルの中で、子どもを尊重した保育の基本姿勢を明示し、入社前研修や入社後においても、その都度理解を深め、実践するべく努めています。保育室には複数のコーナーを準備し、子どもが自ら遊び方を選択できるように、配慮がなされています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	トイレにおける衝立の設置や、衣服着脱時の配慮をしていますが、子どものプライバシー保護についてのマニュアルはこれからの課題としています。また、保育室内に、「アレルギー一覧表」「健康観察記録」等の個人の身体に関する情報がそのまま目に触れる状況でしたので、検討することが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	入園見学は極力個別に引き受け、丁寧な説明を実施しています。パンフレット等は玄関に設置し、利用希望者等がいつでも持って帰れる様にしています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	「入園の手引き」に、持ち物や登降園時について分かりやすく記載し、説明しています。入園時の面談では必ず開所時間の確認をとっています。変更にあたっては、事前に保護者の意向を確認し、説明を実施しています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
(コメント)	就学に向けての保育要録は作成を進めており、今年度初の就学児童がスムーズに移行できるよう努めています。途中転園・退園の際の手順と引継文書や、園の利用終了後の相談窓口について記載した文書を作成することが求められます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	行事に対するアンケートを実施して、利用者の意見を把握するよう努めています。また昨年度より個人懇談を実施し、園に対する意見を個別に聞く機会を設けています。園全体に対するアンケートの実施は検討中であり、今後の定期的な実施が期待されます。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	重要事項説明書において、苦情解決の仕組みを説明しています。玄関スペースには意見箱を設置し、第三者委員の説明を掲示しています。保護者へのフィードバックについては、その都度お便り等で配付をしています。公表に関しては、ホームページ等を利用し、苦情がないということに関しても、その旨明示することが望まれます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	重要事項説明書において、相談・苦情受付担当は園長、苦情解決責任者は保育事業部（外部常勤）、第三者委員は2人指定して、説明しています。スペースの事情により、個別の相談対応は午後4時以降に、保育室が空いた状況で行うなど工夫しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	ご意見対応フローを元に、相談や意見について組織的に偏りのないよう配慮しながら、対応しています。今後は、記録方法等の手順を定める等、より詳細な対応マニュアルの作成が望まれます。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	日頃よりヒヤリハット事例を収集し、それに基づいて危険個所の排除に努め、事故発生を未然に防ぐ取り組みを実施しています。リーダー会議やMIX会議（各クラスの横断的情報交換会議）を開催し、リスクマネジメント体制を整備しています。特に水遊び時の最大危機を回避する為に監視員を配置する等、配慮しています。リスクマネジメントの協議内容を会議録として記録することが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	保健衛生マニュアルを整備し、各職員への共有に努めています。保護者への通知は、掲示や電話連絡の際にも流行中の感染症を伝達することをルール化しています。今後は、定期的にテーマを定め、感染症の予防や安全確保の為に勉強会を開催することが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	毎月避難訓練を実施しています。また消防署とも連携し、避難訓練の評価を実施しています。災害時の備蓄リストを作成し備えていますが、管理者を定めて明示することが望まれます。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	保育理念や保育方針に基づいた「保育基本マニュアル」を本社で作成しています。乳児クラスでは、担当制保育を取り入れています。定期的に専任講師の研修や指導を受け、文書記録として職員全体で情報共有しています。ダンス経験のある職員が子どもたちの身体作りに工夫を凝らしている等、保育実践においても柔軟に取り組んでいます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	保育の基本的な実施方法については年1回エリアマネジャー、各園長・グループリーダーによる専門部署で検証・見直しをすすめています。保護者参観では園長が保護者の声を聞き取り、夏祭りなどの行事の後には保護者アンケートをとる等意見を反映するように努めています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	c
(コメント)	乳児クラスでは、担当制保育講師の視点を交えて個別計画を策定しています。支援困難なケース等への対応では、巡回指導員のアドバイスを取り入れ、専門的な視点の加わった保育を実施していますが、個別配慮を要する3歳以上児の個別計画がありませんので、振り返りや評価を含む指導計画の策定が求められます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	年案・月案・週案等作成し、保育士の自己評価も行っていますが、見直しについて、時期や参加職員等組織的な取り組みとしては未確立です。保護者の意向把握と同意を得るための手順も含めた仕組みを定め、組織的に取り組むことが望まれます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	児童票や個人記録(乳児クラス)、月案、日誌等、適切に記録し、情報共有を目的とした会議を実行しています。乳児クラスの個別計画はありますが、幼児クラスでも個別配慮を要する子どもの指導計画作成が望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	個人情報取扱いに関しては規程を作成し、職員会議や研修で職員に対し周知・教育しています。保護者には入園前に書面にて説明の上、同意書を提出してもらっています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
(コメント)	全体の計画は、グローバルキッズ東淡路園の保育理念や方針、目標に基づいて編成していますが、利用者の実情や地域の実態などを考慮した上で、全職員で策定することが望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	壁の装飾や天井に配置された布、統一した形・色彩の小物入れやかご等で落ち着いた保育環境を演出しています。また、担当制保育をベースに食事や睡眠など、一人ひとりの生活リズムに配慮して丁寧に関わっています。各保育室には個人がゆったり過ごせるスペースも設け、リラックスできる空間も確保されています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	保育者は優しく穏やかな声や表情で子どもたち一人ひとりに接しています。担当制保育をベースに、子どもの発達や生活環境・時間軸に沿った丁寧な保育実践に努めています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるよう丁寧に対応しています。また一人ひとりの状態に応じて活動と休息のバランスが保たれるように配慮しています。2歳児以上の各クラスには鏡と個人別の櫛を用意し、自分の身体に関心を持ち、鏡を見て服装や髪型を確認しながら自発的に身なりを整える態度を身につけられるような工夫をしています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	自分の思ったことや感じたことを言葉で伝えたり、予想や期待をもって生活できるよう計画し保育しています。晴れた日には出来るだけ近所の公園に出かけ、雨の日は室内でトランポリンや鉄棒、ダンス・ストレッチを取り入れ、楽しく運動遊びができるよう援助しています。5歳児クラスでは隣の保育室でお昼寝をしている友だちに配慮して、自主的に小声で会話するなど社会的なマナーが身についています。ベランダでピーマンの栽培をしたり、地域の美容室でお仕事体験をさせてもらったり、自然や周りの環境に積極的に関わり、心身ともに意欲的に生活できるよう配慮しています。	

		評価結果
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	天蓋や自由に寝転べるスペース、柔らかい素材の段差などを使って温かみがあり活動しやすい環境構成をしています。玩具も月齢差に配慮した物を用意し、乳児でも自分で選んでしっかり遊びこめるよう整備しています。担当制保育を実施し、特定の保育者との継続的な関わりを保ち、家庭と連携しながら一人ひとりの発達や生活リズムに配慮した保育を行っています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	微細遊び・粗大遊びとコーナーを設置し、発達に応じた玩具を用意する等、子どもが自分で遊びを選べるように環境を整えています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	子どもの主体性を第一に自由な時間を担保し、様々な活動場面や遊びの場面で子ども自身が選択できるような環境構成をしています。集団活動においても友達との関わりも楽しみながら、個々に応じた配慮をしています。排泄や食事面など、地域の小学校の生活をリサーチし、進学に向けた具体的な取り組みが期待されます。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	c
(コメント)	個別配慮の必要な子どもについて、定期的にケース検討をし、専門職への相談内容や得たアドバイスの記録を作成し、経過を見ながら保育を進めています。大阪市作成の発達障がい児支援のための冊子を参考に、視覚支援も取り入れています。評価・見直しを含む明確な個別指導計画は未整備でしたので、クラス等の指導計画と関連性のある個別計画の作成が望まれます。	
A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	夕方も家庭的でゆったりと過ごせるよう、少人数での合同保育をしています。保育時間が18時30分を過ぎる長時間保育の場合は補食を用意し、内容はホワイトボードに記入して保護者に知らせています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	小学校との連携や就学に関連する事柄について、5歳児の年間指導計画に位置づけ取り組んでいます。8月には地域の小学校の校長・教頭先生に訪問してもらい、保育の様子を見てもらいながら就学へ向けたアドバイスを得ています。今年度の5歳児が開園後初めての卒園児となるため、来年度以降は今年度立てた計画の実行・振り返りを踏まえて、小学校との連携や研修・協議などを充実させ、子ども及び保護者が小学校以降の生活を見通せるような関わりが望まれます。	

		評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	入園時の面談で一人ひとりヒアリングを行い、保護者から健康状態やアレルギー、既往症や予防接種の状況を確認し、把握するようにしています。体調不良やケガについては健康観察記録に記載して関係職員が確認し、周知・共有しています。ほけんだよりを月に一回発行し、保護者へ情報発信しながら子どもの健康管理に取り組んでいます。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	内科健診は年2回、歯科健診は年1回実施し、検診結果を記録し保護者へ伝えて、必要に応じて治療等へ繋げています。健診結果の共有については会議などで職員に周知するなど、保健に関する計画に全体で取り組み保育に反映させることが望まれます。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもへの対応は、保護者との面談や医師の指示書を確認しながら子どもの状況を把握し、安全に留意して取り組んでいます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
(コメント)	食育計画に基づき、栄養士と保育士が連携し見直しながら、子どもの生活リズムや発達に応じた食事の援助をしています。0歳児は小さなスプーンを利用、全クラスで陶器の食器を使うなど、食具・食器に配慮しています。ピーマンの栽培やとうもろこしの皮むきなど、食材に触れる機会を設定し食への関心を高める工夫をしています。給食だよりに人気メニューや旬のおすすめメニューのレシピ、食にまつわるトピックスを掲載し保護者へ発信しています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	栄養士が保育室で子どもの食べる様子を見たり、保育士と話をして食事の提供をすすめています。献立は本社が一括作成しますが、地域によって得にくい食材は変更したり、味付けを調節するなど柔軟に工夫をしています。残食はバケツにて確認し、子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、切り方を変えてみる等次の提供時に繋がっています。クリスマスバイキングやお正月、節分の行事食なども取り入れています。本社主催の行事食コンテストに参加したり、他園のコンテスト参加の献立から飾りつけ方などを参考にしたりしています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	保育者は連絡帳や直接コミュニケーションをとることによって、保護者との信頼関係を築くように取り組んでいます。また個人懇談や参観を通し、家庭の状況や保護者の悩みなどを聞き取りながら、普段の子どもたちの姿・成長を見てもらう機会を設けています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	園長、主任、担任が連携を取り、チームで援助ができる体制を整えています。また、園だけで対応が困難なケースは、グループリーダーやエリアマネジャーとも連携して対応しています。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	虐待の早期発見・早期対応を心がけ、職員全体で情報共有し対応を協議する体制を整えています。気になる子どもがいる場合は、必要に応じて写真や記録をとり、役所や子ども相談センターとも連携を取っています。不測の事態にいつでも対応できるようマニュアルを活用した研修等が望まれます。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	本社作成の自己評価シートを活用し、年度末に自己評価を行っています。また自己評価に基づき、園長と職員が個別面談しながら振り返り、保育者自身の保育の改善や専門性の向上を図っています。職員一人ひとりの自己評価を互いの学び合いや意識の向上につなげ、保育所全体の保育の評価につなげる取り組みが望まれます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	a
(コメント)	就業規則や保育施設運営規程により、園児に対する虐待が発覚した時の規程や体罰の禁止を明記しています。職員間でも互いに注意し合い振り返りながら、援助技術の向上に努めています。保護者に対しては重要事項説明書「虐待などの禁止」項目において、保育園の姿勢を説明しています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	グローバルキッズ東淡路園 を利用中の保護者
調査対象者数	50 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

グローバルキッズ東淡路園を現在利用している保護者50世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、28世帯から回答がありました。(回答率 56.0%)

特に満足度の高い項目として

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」

「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」

が95%を超える満足度、

「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」

「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」

「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていますか」

「給食のメニューは、充実していますか」

「送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、園や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか」

が90%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等